

附属書三―D 品目別原産地規則

付録1 特定の自動車及び自動車関連部品の品目別原産地規則に関する規定

1 第八七〇一・一〇号から第八七〇一・三〇号までの各号又は第八七・〇二項から第八七・〇五項までの各項の産品に適用可能な品目別原産地規則の域内原産割合の要件の適用上、表Aに掲げる材料であつて当該産品の生産に使用されるものは、次のいずれかの場合には、原産品とする。

(a) 当該材料に適用可能なこの附属書の要件を満たす場合

(b) 一又は二以上の締約国の領域において当該材料について行われる生産が表Bに掲げる一又は二以上の工程を含む(注)場合

注 表Bに掲げる一又は二以上の工程は、表Aに掲げる材料の生産に含まなければならない。表Aに掲げる材料の生産へ続く形で使用される一又は二以上の部品又はサブシステムに対して表Bに掲げる工程を行うことは、表Aに掲げる材料に原産品としての資格を与えるために十分ではない。

2 表Cに掲げる産品に適用可能な品目別原産地規則の域内原産割合の要件の適用上、当該産品の生産に使

用される材料は、次のいずれかの場合には、原産品とする。

(a) 当該材料に適用可能なこの附属書の要件を満たす場合

(b) 3の規定に従うことを条件として、一又は二以上の締約国の領域において当該材料に対して行われる生産が表Bに掲げる一又は二以上の工程を含む場合

3 2(b)の規定により原産品とされる材料の価額は、域内原産割合に算入される。ただし、域内原産割合に算入される当該価額が製品の価額（積上げ方式又は控除方式の場合）又は純費用（純費用方式の場合）の表Cに掲げる適用可能な閾値^いを超えないことを条件とする。

表 A

統一システムに基づく分類 (二千十二年に改正された統一システム)	品名
七〇〇七・一一	強化ガラス

押出成形	複雑な組立て	複雑な溶接	ダイカストその他これに類する鋳込み成形	熱処理（ガラスの強化又は金属の焼戻しを含む。）	七〇〇七・二一 合わせガラス
鍛造	複雑な組立て	複雑な溶接	ダイカストその他これに類する鋳込み成形	熱処理（ガラスの強化又は金属の焼戻しを含む。）	八七〇七・一〇 車体（運転室を含むものとし、第八七・〇三項の自動車用のものに限る。）
					八七〇七・九〇 車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一項、第八七・〇二項、第八七・〇四項及び第八七・〇五項の自動車用のものに限る。）
					八七〇八・一〇（二部を除く。） バンパー（その部分品を除く。）
					八七〇八・二九（二部を除く。） 車体用プレス部品及び扉組立（これらの部分品を除く。）
					八七〇八・五〇（一部を除く。） 駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）及び非駆動軸（これらの部分品を除く。）

表 B

積層	切削	金属成形
鑄造	スタンピング（プレス成形を含む。）	

注1 「複雑な」とは、専門的な技能及びその工程を行うために特別に生産され又は設置された機械、器具又は工具（特定の産品についての工程を行うことを目的として生産された機械、器具又は工具であるかどうかを問わない。）の使用を必要とする工程をいう。

注2 表Bに掲げる工程には、統一システムの解釈に関する通則2(a)に従って産品として分類される非原産材料である構成部品の単なる組立てを含まない。

表C

統一システムに基づく分類 （二十二年に改正された統一システム）	品名	閾値 ^{いき}
八四〇七・三三	ピストン式火花点火内燃機関（第八七類の車両の駆動に使用する種類の往復動機関に限る。シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超えシリンダー容	十パーセント

							積が一、〇〇〇立方センチメートル以下のものに限る。）	
	八四〇七・三四						ピストン式火花点火内燃機関（第八七類の車両の駆動に使用する種類の往復動機関に限る。シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超えるものに限る。）	十パーセント
	八四〇八・二〇						ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン。第八七類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。）	十パーセント
	八七〇六・〇〇						原動機付きシャシ（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの各項の自動車用のものに限る。）	十パーセント
	八七〇八・一〇						バンパー及びその部分品	十パーセント
	八七〇八・二二						シートベルト	十パーセント
	八七〇八・二九						車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び附属品（シートベルトを除く。）	五パーセント
	八七〇八・三〇						ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品	十パーセント

八七〇八・四〇	ギヤボックス及びその部分品	十パーセント
八七〇八・五〇	駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）及び非駆動軸並びにこれらの部分品	五パーセント
八七〇八・八〇	懸架装置及びその部分品（ショックアブソーバーを含む。）	十パーセント
八七〇八・九四	ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス並びにこれらの部分品	十パーセント
八七〇八・九五	安全エアバッグ（インフレーターシステムを有するものに限る。）及びその部分品	五パーセント
八七〇八・九九	その他の部分品及び附属品（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの各項目の自動車のものに限るものとし、第八七〇八・一〇号から第八七〇八・九五号までの各号のものを除く。）	五パーセント